四青森県報

号外第百十号

令和二年 十一月三十日

目次

人事委員会

員

課) :: 一

公安委員会

○青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(交通企画課)… |

人事委員令

青

公布する。 人事委員会規則七─八○(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに

令和二年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

の百七未満」を「百分の九十八以下」に改める。 第十四条第一項第四号中「百分の八十七未満」を「百分の七十九以下」に、「百分人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

に、「百分の五十二・五未満」を「百分の五十・五以下」に改める。第十四条の二第一項第三号中「百分の四十二・五未満」を「百分の四十・五以下」

附則

この規則は、令和三年五月三十一日から施行する。

公安委員令

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月三十日

青森県公安委員会委員長

成

田

晋

青森県公安委員会規則第九号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

うに改正する。 青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のよ

始期に達するまでの者」に改める。学の始期に達するまでの者」に改め、同号イ(ニ)中「に幼児」を「に小学校就学の校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号イ(ハ)中「、幼児」を「、小学校就を就学の始期に達するまでの者」に改め、同号イ(ハ)中「幼児」を「小学で第十一条第一号イ(イ)中「幼児(六歳未満の者をいう。以下同じ。)」を「小学

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号(第4条関係)

表

駐停車・駐車禁止除外指定車 車両番号 運転者の連絡先/ . 检 期限 別紙のとおり /用務先 併 **#** 森県公安 田 発行日 維 中 袠 Ш 艦 H S 併 仗 Ш 哥 шψ

涶

外の場所では使用できません。 この標章は、公安委員会による駐停車禁止及び駐車禁止規制が行われている道路の部分以 次のような駐車はできません。

- 法定駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条第1項各号及び同法第75条の8)
- 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条)

法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)

- 車庫代わりの駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)
- この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。

なければなりません

の見やすい箇所

- 次の場合は、この標章 ((2)の場合は発見した標章)を速やかに返納して下さい。 この標章を不正に使用した場合には、処罰され又は返納を命ぜられることがあります。
- (1) 有効期限が経過したとき又は更新により新たに標章の交付を受けたとき。
- 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
- 使用する必要がなくなったとき。

3 2

被交付者等

Ĥ \vdash 色彩は、縁及び文字を黒色、表地を青褐色、裏地を白色とする。

0 用紙の大きさは、日本産業規格B6横長とする。

別記様式第二号の二を次のように改める。

別記様式第2号の2(第4条関係)

炭

	有効期限	<u>運転者の連絡先/用務先</u> 別紙のとおり	車両番号		駐車禁止除外指定車
青茶	平				路 発
森県公安委員					10000000000000000000000000000000000000
泰具	Л			庚	譲
於四	⊞ ₩				年 月
				<u></u>	田神

患

- 使用できません。 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では
- ※ 次のような駐車はできません。
- 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条第1項及び同法第75条の8)
- 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条)
- 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)
- この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。 連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面
- の見やすい箇所に掲出しなければなりません。
- 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。 この標章を不正に使用した場合には、処罰され又は返納を命ぜられることがあります。
- 次の場合は、この標章 ((2)の場合は発見した標章)を速やかに返納して下さい。 有効期限が経過したとき又は更新により新たに標章の交付を受けたとき。
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。
- □ 被交付者等

- Ä 2 色彩は、縁及び文字を黒色、表地を赤褐色、裏地を白色とする。
- 用紙の大きさは、日本産業規格B6横長とする。

別記様式第十号を次のように改める。

NO	畲	安全運転管理					安なな合金値い		@)		#	烟	态	斯		华			9安全運転			_					鄉	
	J\ \	4の経歴		_	變		画表を		職務											の住所		25				#		Ħ	
 ‰⊞		₽		ŀ	勤務形:		1	海岸へ			題者	出漢宗等	別なく	四里名	崩鹿	一定全	年月日	HF 1			Ħ	選任年月	お届けし	田田田	黑坎	安全	檪		
対する		年	作件	常	態			安全運転管理者等が運転免許を受け		上の地位			画		□				(32.400 (0.45)	(住民票の住所		Ш	#	届出事項(副安全運転管理者	安全運転管理者	青森県公安委員		
注意事項] (近事意主		Д ~	ы ~ ~	爾	□日勤	交付公	交付	先 許			公安委員会の認定	運転経験 3 年以上	運転管理 1 年以上	公安委員会の認定	公安委員会の講習を	運転管理 2	ଳ		(3,7	の住所と					管理者	土	で委員		
CI)			HH H	期間	□ 國	安委員	年 月	中 年 上	1 (地		の認定	4以上	年以上	きの認定	の講習	年以上	Я			:現住所が違う						~	AK	州	l
入する		#	##	ì		歩	ш	dp I	별						全衛					が達		半					-	$\not \mapsto$	١
U.L.		Я	дд	0	口みの街			総							, L		Ш			う場合は、				を変更	強	口口 解解 在	遲	運転	
				勤務刑	1 (年	+	1						運転 管理		4					Я			# -			ZI P	
				所名		公安	Я	7							運転管理1年以					現住所を記載)		ш			したので			温	
				職名)	安委員会	В	alo o	1						F		**			捷)					Ÿ			推樂	
1		者 信國安全運転管理					⑤ 使用の本拠における(管理する)自動車台数・運転者数						9	所			X	※ #		(Ð				Θ		ñ		
終れ		1144	1-0 20	19-11 1-7	/#		運転者数免許種別 人数			3	自動車台数		}		継				位		名			果	Ĥ	国田者 その名		聖	
〔添付書類〕 1 住民票の写し又は戸籍抄本		38	×	Æ		1000	24	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			$^+$	大型中型	-			業種別			剛		dd.	\$		₩	野	潜客		4	
(全) (1)		雅仕埋	1	a,	1	解任年月		養	- 61		T	进士台]]	美米		\top		1			1			· (自動		N	
×		H	-	₩				種	中型			普通	╗	田温光	不動産		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									動車使用者)の氏 び代表者の氏名)		Ħ	
Ħ								藥	``		4	燕	_)#]								(in			東東田岩		Œ	
離女								_	掛田屋		4	大型	_	4	1	*		事業所電話					題話			割の民			١
K		□解任命	□死亡					種種	m/s		-	他 世 日 日	<u>.</u>)I	7 人 命 米	(東宋)		D 日 日	行電話								29		111111	١
		命令						種	1		+	音通	* 8	\$ <u>"</u>	` #											名政	併		١
						Ħ		養	- 3		+	歳	-	連載			200									報金	îit		١
		口その他	鎌紙					4			\dashv	特殊	大型	連転代打米	· 善	20 E										以所			١
						ш		畫	<u> </u>		T	特殊	进宁			□ #1.5°C • 71.9°C #4	茶									名(法人にあっ 及び住所	Ш		١
		(雨									番	\prod	- A S き	一局気ガ	<u>۲</u>										7			١
			TP.						<u> </u>			===		他	ガス薬		**									9-1			
)																_					1				Ш		١

附 則

(施行期日)

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

1

(経過措置)

号、別記様式第二号の二及び別記様式第十号による用紙で、現に残存するものは、外指定車標章は、当該標章の有効期限が到来するまでの間、なおその効力を有する。 この規則の施行の際、この規則による改正前の青森県道路交通規則別記様式第二る。 この規則の施行前に交付された改正前の青森県道路交通規則第四条第一項第四号2 この規則の施行前に交付された改正前の青森県道路交通規則第四条第一項第四号

所要の修正を加え、なお使用することができる。

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価 小口一枚二付十五円 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 青森市第